

食安監発 0501 第 3 号
平成 26 年 5 月 1 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

オーストラリアから輸入される牛肉等については、本日付け食安監発 0501 第 2 号「オーストラリア産牛肉等の取扱いについて」により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」平成 16 年 7 月 30 日付け食安監発第 0730003 号（最終改正：平成 25 年 12 月 2 日食安監発 1202 第 2 号）の注）を以下のとおり改正することとしましたので、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（平成 26 年 5 月 1 日現在）

- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 3 号
- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 4 号
- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 5 号
- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 6 号
- ・平成 25 年 12 月 2 日付け食安監発 1202 第 1 号
- ・平成 26 年 5 月 1 日付け食安監発 0501 第 2 号

参考

食安監発第0730003号

平成16年7月30日

(最終改正：平成26年5月1日付け食安監発0501第3号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしく願います。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（平成26年5月1日現在）

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第3号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第4号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成25年12月2日付け食安監発1202第1号
- ・平成26年5月1日付け食安監発0501第3号